

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について【要旨】

1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等であることを欠格条項（資格、職種等から排除する規定）とする児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、同法を引用する当該条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

児童福祉法の一部改正により、同法第34条の20第1項第1号が削除され、同条同項第4号が第3号へ繰り上がるため、条例中の引用規定を改正するもの。

3 施行日

公布の日から施行する。

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念することができる者</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念することができる者</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>